

平成 12 年 12 月 5 日  
 株式会社東京相和銀行  
 金融整理管財人

元取締役に対する引受担保責任履行請求訴訟の提起について  
 (報道発表)

株式会社東京相和銀行金融整理管財人は、東京地方裁判所に対し、下記のとおり、同行の元取締役 18 名を被告とする引受担保責任履行請求訴訟を提起した。

## 記

- 1 提訴年月日 平成 12 年 12 月 5 日
- 2 原 告 株式会社東京相和銀行金融整理管財人  
 鈴木 誠  
 和食 克雄  
 預金保険機構 (理事長 松田昇)
- 3 被 告 株式会社東京相和銀行元取締役会長 長田庄一  
 同行元代表取締役社長 小島瑞蓮  
 同行元代表取締役副社長 福井雅敏  
 同行元代表取締役専務 戎井寛保  
 同行元取締役常務 高橋 樹  
 ほか同行元取締役 13 名
- 4 請求の趣旨 請求金額合計 189 億 2740 万円
  - ① 第 1 回第三者割当増資に関し、被告 18 名に  
対して 90 億円及び遅延損害金
  - ② 第 2 回第三者割当増資に関し、被告 16 名に  
対して 99 億 2740 万円及び遅延損害金

## 5 請求の原因の要旨

株式会社東京相和銀行（以下、「当行」という。）においては、バブル経済の崩壊の影響等により、巨額な不良債権を抱えるに至り、平成8年3月期には初の赤字決算を行うとともに、同期末の自己資本比率が3.81パーセントまで低下した。そのころ（平成8年6月）、いわゆる金融三法が成立し平成10年4月から適用されることになり、同時期に自己資本比率4パーセント以上を維持できない国内銀行については、早期是正措置が発動されることになったが、当行がその対象となるのは必至の状況であった。

長田庄一元取締役会長（以下、「長田元会長」という。）は、同措置が発動されれば銀行経営の健全性に問題があることを公表することになるため、小島元代表取締役社長、福井元代表取締役副社長、戎井元代表取締役専務及び高橋元常務取締役らとともに、同措置の発動を回避すべく、自己資本比率を向上されるための各種資本増強策を検討し、その結果、同比率4パーセントを維持するにはおよそ700億円の自己資本の増強を図る必要があり、その方策として、平成9年9月に400億円規模、平成10年3月に300億円規模の第三者割当増資を実施する基本方針を立てた。

しかし、平成9年9月の第1回第三者割当増資を実施するに当たり、新株の割当予定先の一部から資金不足を理由に引受を拒絶されたため、長田元会長らは、当初の計画どおりに増資を実行する必要があったことから、当行が出捐した資金を消費者金融業者等を経由して、引受名義人である東総開発株式会社に移動させて、株式申込金として90億円を当行に入金させ、さらに、平成10年3月の第三者割当増資（1株350円／7150万株）のうち、新株約2836万株につき、同様に、当行の自己資金を消費者金融業者等を経由して、引受名義人である長田株式会社又は東総ビルサービス株式会社に移動させて新株申込金として99億2740万円を当行に入金させた上、前記見せか

け増資分を含む全ての払込が履行された旨の変更登記をそれぞれ行つた。

これらの払込は、いずれも当行の自己資金をもって新株の払込に充てられたものであつて、当行の資本の充実をともなわない、いわゆる仮装払込に該当し、各増資後の変更登記は、計数上増加した発行済株式総数及び資本金の額において、実体と異なる虚偽の登記内容に当たる。そこで、金融整理管財人は、前記事実につき、既に本年5月10日付で、長田元会長ら6名を、刑法上の電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪（刑法157条1項、158条1項、60条）で、東京地方検察庁及び警視庁に告発し、東京地方検察庁は、同月31日付で、長田元会長ら5名を同罪により、東京地方裁判所に公判請求し、現在公判継続中である。

今回の民事提訴は、前記刑事告発にかかる事実関係に基づき、仮装払込による資本の未充実分につき、商法280条の13の規定によつて、当時当行の取締役であった被告らに対して、連帶して、第1回増資における引受担保責任の履行として金90億円、第2回増資における引受担保責任の履行として金99億2740万円の各支払並びにそれぞれ遅延損害金の支払を求めるものである。

以上